

2024年6月1日から診療報酬が改定になります

外来・在宅ベースアツツ評価料(1)について

◆当院は届け出をしています。初診6点 再診2点

外来感染対策向上加算と発熱患者等対応加算について

◆当院は外来感染対策向上加算を算定の医療機関です。月1回6点
施設基準に適合する感染防止対策を講じて診察を行っております。
感染症疑いの患者様を診察した場合、20点/月1回更に加算となります。
駐車場において車中診療になります。

一般名処方加算について

◆院外処方せんの一般名処方について8点または10点
医薬品の供給状況を踏まえつつ、「薬の安定供給」と「後発薬品の使用促進」のため、
国の政策として推進されています。「先発医薬品」「後発医薬品(ジェネリック)」のどちらでも、
選ぶことができます。
薬の選択をする際には、調剤薬局の薬剤師さんの説明を受け、ご相談してください。
ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療DX推進体制整備加算について

◆医療DX推進体制整備加算について 8点(初診月1回)
当院では医師が診察を実施する診察室において、オンライン資格確認システムにより取得した
診療情報を活用して診察を実施いたします。医療DXに係る取り組みを実施しております。
尚、これらの取り組みは今後計画的に進めてまいります。

医療情報取得加算について

◆当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保
険証)の利用を推奨しております。医療情報取得加算として下記の通り診療報酬点数を算定い
たします。

初診時	月1回
	マイナ保険証あり 1点
	マイナ保険証なし 3点
再診時	3月に1回
	マイナ保険証あり 1点
	マイナ保険証なし 2点

(上記にかかわらず保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は診療報酬点数が1点となります)

生活習慣病管理料（Ⅱ）のお知らせ

2024年6月1日から診療報酬が改定になります。

今回の改定では、特定疾患療養管理料の対象疾患から「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外となります。厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「生活習慣病管理料(Ⅱ)」へ移行いたします。

■対象となる患者様

「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病の患者様

■療養計画書

患者様ごとに療養計画書をお渡しいたします。

初回は同意書へのサインが必要です。

4か月に1回以上の計画書をお渡しします。

■費用について

※窓口負担につきましても、これまでの金額から変更があります。

月に1回を限度に、生活習慣病管理料(Ⅱ) 333点が、発生します。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※その他加算や、診療内容により検査料等、その他費用がかかります。

保険種別により金額が異なることがあります。

深川クリニック院長